

議案第4号

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年6月7日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町都市計画税条例の一部改正の概要について

1 改正理由

令和4年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等に準じ、同日付けで公布した高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例（令和4年高根沢町条例第16号）による改正以外の部分について、所要の改正を行うほか、あわせて納税義務者の便益を図るため、納期に係る改正をしようとするものです。

2 改正概要

- (1) 納税義務者の便益を図るため、納期の始まりの日を月の初日に変更し、納付の期間を広げるもの
(第5条第1項)
- (2) 「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」の特例項目の新設
特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として都道府県知事等の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準を、その価格に4分の3を乗じて得た額とするもの
(改正後の附則第6項)
- (3) 附則第6項の追加に対応するもの
(改正後の附則第7項から第20項まで)
- (4) 文言の修正を行うもの
(改正後の附則第17項)

3 施行日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

※ 令和4年度から令和7年度までの各年度分の都市計画税の課税はありませんが、制度の改正にあわせて条例改正も行います。

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例

高根沢町都市計画税条例(昭和43年高根沢町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月1日から</u>同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月1日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月1日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>翌年1月1日から</u>同月31日まで</p> <p>附 則</p> <p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p> <p><u>6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u></p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は</u></p>	<p>(納期)</p> <p>第5条 都市計画税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>4月20日から</u>同月30日まで</p> <p>第2期 <u>7月20日から</u>同月31日まで</p> <p>第3期 <u>11月20日から</u>同月30日まで</p> <p>第4期 <u>翌年1月20日から</u>同月31日まで</p> <p>附 則</p> <p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p><u>6 (略)</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は</u></p>

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等

附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等

調整都市計画税額」という。)とする。

13 (略)

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

14 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

15 (略)

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項、第12項及び第14項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

18 (略)

19 (略)

(課税の特例)

20 (略)

調整都市計画税額」という。)とする。

12 (略)

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

14 (略)

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項、第11項及び第13項の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

17 (略)

18 (略)

(課税の特例)

19 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高根沢町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。